

★介護保険「主治医意見書作成支援用」問診票の記入についての注意点

・原則 伊勢原市内の病院には問診票が必要になりますので、次ページの問診票をご記入ください。

・認定申請書提出の際に、市役所に提出してください。

ご不明点は担当までご連絡ください。

伊勢原市からのお願いです。

◎ご本人、ご家族、ケアマネジャー様へ…ご記入の上、申請時に伊勢原市役所の介護保険担当窓口まで申請書と一緒にご持参ください。

この問診票は、主治医が介護保険「主治医意見書」を作成される場合に、日ごろの状況をさらに詳しくご記入いただく補助資料となるものです。主治医意見書作成を依頼する際に利用します。

◎主治医の皆様へ ……意見書記入の際、ご参考にいただければ幸いです。

この問診票は、意見書作成を支援する任意の書類です。伊勢原市への返却は必要ありません。

記入年月日 令和 年 月 日

介護保険「主治医意見書作成支援用」問診票

フリガナ 本人 氏名	住所 伊勢原市 〒 259 -	
性別 男性 女性	電話 - -	
生年月日 明治 大正 昭和 年 月 日	記入者 氏名	続柄

お願い

該当する項目に (チェック)を付けてください。

【障害高齢者日常生活自立度】

①今のお体の状態について、最も近いものはどれですか？

- (自立) 特に問題もなく健康である。
- (J) 何らかの病気や体力低下はあるが、日常生活は自立しており一人で外出もできる。
- (A) 屋内での生活は自立しているが、外出には付き添いが必要である。
- (B) 屋内での生活にも何らかの手助けが必要で、日中もベッド上で過ごすことが多い。
- (C) 1日中、ベッド上で過ごしており、食事やトイレ等生活全般に介助が必要である。

【認知症高齢者日常生活自立度】

②現在の認知症の症状・物忘れ等について、最も近いものはどれですか？

- (自立) 認知症の症状（ひどい物忘れや被害妄想等）はない状態。
- (I) 時折は物忘れもあるが、年齢相応で日常生活の上では問題となっていない状態。
- (II) 認知症の症状はあるが、誰かの注意があれば生活上問題にならない状態。
- (III) 日常生活にも支障があり、誰かの介助を必要としている状態。
- (IV) 日常生活にも支障があり、常に目が離せない状態。
- (M) 精神症状や認知の症状が常に見られ、専門医療が必要な状態。

※裏面につづく

